

フランス絶対王政期における
地方長官補佐の権限と特任状

林
田
伸
一

はじめに

フランス絶対王政が確立に向かう一六二〇年代以降、地方行政の中心となつたのは地方長官であるが、本稿で問題とするのは、この地方長官が任地に赴いた後に下僚として現地で採用した地方長官補佐 *subdélégués* の権限である。よく知られているように、フランス絶対王政期の官僚のほとんどは、官職売買の制度を通じて官職を取得した官職保有官僚である。これに対して、地方長官は、絶対王政の本格的中央集権化策の展開に対応して出現した、国王の直接の任命になる特任官である。地方長官については、現在にいたるまでに、十分とは言えないまでも比較的多くの研究が出されている。しかし、地方長官を近代的な官僚制度を前提に、その前身として捉える制度史的研究から一歩進んで、これを近世に固有の権力秩序の中に位置づけようとするならば、大きな権限を与えられて中央からやってきた地方長官と地方の住民や諸団体との間に立つ存在である地方長官補佐についてのわれわれの理解が深められる必要がある。

地方長官補佐は、どのような活動をし、どのような機能をもつていたのだろうか。この点を考えるにあたって、まず押さえておく必要があるのが、かれらが与えられていた法的権限である。それを明らかにしておくことは、地方長官補佐が官職保有官僚や法曹関係者など在地の有力者の中から採用されているだけにいつそう重要になる。というのは、王権が官職保有官僚の抵抗を受けながらも地方長官制の整備を強行したのは、ひとつには、司法・行政の未分離の時代にあって行政官としての官職保有官僚の仕事の進め方が裁判官としてのかれらの仕事の手続きと同様の形をとることに由来する非効率性を理由とするが、もう

ひとつの理由は、かれらがその社会的出自からして、とりわけリシュリュー期以降の急速な中央集権化の妨げとなつてゐた地方的諸特権の擁護にまわる傾向を色濃く持つていたことにある。それにもかかわらず、地方長官の活動範囲の拡大とともに、地方長官は現地の事情に通じる地方長官補佐を使わざるをえなかつたわけであるが、そのときに、かれらにどのような権限を与えたのかが問題となるからである。

本稿で「地方長官補佐」と訳されてゐる *subdélégués* とは、「権限を再委任された者」を意味する。*délégués* とは、「上位者から権限を再委任された者」の意で、国王から権限を委任された地方長官がこれに当る。*le délégué* か *le déléguée* に権限を委任された（再委任された）者が *subdélégués* である。権限を再委任するいとは、国王の特任官 *commissaires* に限つて認められていた。*le* の権限の委任・再委任はいずれも、国王から地方長官への、また地方長官から地方長官補佐への特任状 *lettres de commission* の交付によつて行われた。それゆえ、本稿では、*le* の特任状の分析が大きな比重を占める。

第一章 地方長官が与えられた特任状

地方長官補佐は、それが存在し始めた当初は、公の存在ではなかつた。地方長官が私的に権限を委託したのが、その起源と推測されている。その地方長官補佐が公的に認められた権限をもつて活動をするようになるのは、地方長官が国王によつて再委任権を与えられてからのことである。*le* では、まず、再委任権がどのような形で与えられているかを、地方長官が交付された特任状を中心に検討してみよう。

地方長官制確立以前に地方に派遣された特任官である訴願審査官の特任状にも、再委任の権限が付与される場合があった。しかし、一六一九年のミショー法典により地方長官が常駐の制度として全国に置かれて以降も、その特任状で再委任の権限に言及されてることは少なく、再委任の権限は、例外的に認められるものと見なされていた。たとえば、シャンパニユにおいては、一六三三年一月十四日にラフマ Laffemas に与えられた特任状では、「貴下は、自身があたる」とができるない地域の事柄について余のすべての裁判官と役人にその仕事を再委任する」とがである⁽³⁾。され、ラフマの後任のヴィニエ Vignier にも同様の権限が与えられているが、それに続く一人の地方長官メグリニー Mesgrigny (一六三八年四月十九日付)、カスチーユ Castille (一六四二年八月一日付) の特任状には、再委任に関する条項はない。⁽⁴⁾ 再委任の権限は、それが特に必要とみなされた場合や、またとくに信頼の置ける地方長官に限つて与えられたと思われる。右のラフマは、「リシリューリュー枢機卿の執行人」と言わたほど、この時期に各地の地方長官制を使って中央集権化を進めた宰相リシリューリュー⁽⁵⁾と近い関係にあった人物であり、その後リムーザンの地方長官になつたときも再委任の権限を認められている。

地方長官の再委任権で大きな展開が見られるのは、初期の地方長官補佐についての研究を行つたエスマナンによれば、一六四二年八月の国務会議裁決⁽⁶⁾以降である。この裁決が直接税タイユの割当での権限を官職保有官僚であるフランス財務官とエリュから地方長官に移管し、財務役人による不正や担税者から提出された減免要求についての調査のために地方長官に再委任権を認めたからである。この内容は、一六四三年四月十六日の王令によって同じ文言で述べられ、こうして法的には、すべての地方長官は、特任状にお

いて特別に言及がなくともタイユに關しては再委任することができるようになった。⁽⁷⁾

フローヌの乱が起ると地方長官が一時廃止され、これとともに地方長官補佐も廃止された。乱の鎮圧後、地方長官がなし崩し的に復活した後も、地方長官補佐の復活は遅れる。一六五三年から一六六〇年の間に交付された特任状では、地方長官補佐への再委任についての言及があるのは少くまれである。⁽⁸⁾ これは、王権が官職保有官僚との軋轢をなるべく避けようとしたものと考えられる。

しかし、ルイ十四世親政期に入り、コルベールが財務行政の責任者になると、特任状に再委任条項が含まれることが一般的になる。一六七四年一月、オルレアンの地方長官メナール Ménars に与えられたものを見てみよう。「余は、貴下が、公務の成功、司法・警察・財政についてのわが王令の遵守、さらに当該総徴税区全域におけるわが臣民の利益と義務に關わるすべての事柄に配慮するよう欲するものであり、このため、貴下は、貴下が適切とみなす事柄について委ね、また再委任することができる」。⁽⁹⁾ この文言は、とくに限定のない形で再委任の権限を与えていたことに注意する必要がある。こうした文言は、ルイ十四世親政初期の特任状に共通して見られるものである。⁽¹⁰⁾

このように地方長官が地方長官補佐を使い易くなつていた背景には、一六六三年から六四年にかけて各地の地方長官に大規模な調査を命じたこと、タイユの割当て・徵収に關わる権限を本格的に地方長官に移そうとしたこと、都市財政の再建のための負債の清算を地方長官に命じたことなどのコルベールの下で推進された一連の政策の遂行のために、地方長官を補佐する存在が不可欠になつていたことがある。⁽¹¹⁾ 一六八〇年十月一日にプロヴァンスの地方長官モラン Morant に与えられた特任状も、「当該地方、プロヴァン

ス伯領……の司法、警察および財政に関する上記の王令の遵守を目的として、すでに述べた地方長官の責務に属するすべてのことをなすために、貴下は、この地の貴下が適切とみなす事柄に関して、委ね、また再委任する」ことができる」として限定事項を含まない。

しかし、まもなく、コルベールは地方長官による権限の再委任に厳しい目を向けるようになる。早くも一六七四年五月、ボルドーの地方長官セーヴ *Sève* に宛てた書簡で、コルベールは、各地の地方長官が必要もないのに多くの地方長官補佐を任命し、その地方長官補佐が権限外の領域に入り込むことによつて多くの不満が寄せられているとした上で、こう述べる。「確かに、貴下に交付された特任状は貴下に再委任の権限を与えています。しかし、国王陛下の意図されるといふは、そして再委任の権限の第一の用途は、一時的な問題——対処すべきいくつかの件が同時に発生したり迅速な処理が要求されるという理由で、貴下が自らそれに当ることができない一時的な問題——に対するものに他ならないのです」。⁽¹³⁾

そして、一六八三年十一月五日付の財務監督ル・ペルティエによって（ただし、この年九月に急逝した前財務総監コルベールの考えに基づくものと推察される）各地方長官に宛てられた国王の名による書簡では、再委任の権限に対する制約を課す意志が次のように示されることになる。国王は、地方長官のうちの何人かが「自らが責務を負つてゐる事柄について再委任することができるという特任状を通じて与えられている権限を利用して、ときにはすべての行為を地方長官補佐に任せきりにしてしまつてゐる」ことを聽いた。そこで、次のように命じるところである。「今後は、貴下によつて権限を再委任された者は、民事訴訟については、予審 instruction を別にして、裁く」ことができない。貴下が裁判権を留保すべきであ

る」とし、「余の付与する特任状あるいは国務会議裁決によって貴下に裁判権が与えられる刑事訴訟については、余の意図するところは、貴下が何人にも権限を再委任しないことである。予審についてさえ、そういうである。特任状あるいは国務会議裁決が今後規定するであろうように、この種の訴訟は貴下によって予審が行われ、終審として裁かれるべきである」。⁽¹⁴⁾

実際、その後の特任状では、右に述べられたような形での権限の限定が一般的になる。一六八七年四月二十八日付で、モランの後任の地方長官ルブレ Lebret に与えられたものを挙げておこう。

……民事訴訟に関しては、貴下は、再委任し、委ねることができる。ただし、こうして貴下によって再委任された者は、余が貴下によつて裁かれるることを望む事柄を、その予審を除いて、取り扱うことはできない。他方、特任状ないし特別裁決によつて貴下に管轄権が与えられている刑事訴訟に関しては、貴下は予審といえども再委任することはできない、というのが余の意図である。この種の訴訟は、特任状ないし裁決に規定されている通り、貴下自身によつて予審がなされ、判決が下され、決着がつけられるべきである。ただし、それらの訴訟に関する調査・照会 Informations については例外であり、貴下は再委任を行うことが認められる。⁽¹⁵⁾

ところで、再委任の範囲を限定するといふに、それがなぜ裁判権であったのだろうか。管見の限りではこの点について言及している文献はないが、以下ののような理由によると考えられる。第一に、アンシアン・

レジームにおいては、裁判権は王国最高の裁判官である国王より発し、主権の象徴とみなされていたので、再委任にはなじまないと考えられたのではないだろうか。また、その起源においては地方長官から権限を私的に委ねられた存在でしかなかったため、地方長官補佐は、地方行政において大きな役割を果たすようになつてからも役人としての地位は低いものと見られていた。⁽¹⁶⁾ そうした存在であったことが、国王より発するとされていた裁判権の再委任を制限する背景になつたと推測される。第二に、地方長官の権限は特任状に詳細に規定されているとはいうものの、実際の活動にあたつては、官職保有官僚の権限との境界は曖昧であった。こうした状況の下では、官職保有官僚との軋轢を避けるためにも、地方長官補佐に裁判を行わせるべきではないとの判断があつたとしても不思議ではない。再委任に限定条項が入るようになる前年の一六八二年六月十五日付の各地方長官宛てた通達で、コルベールは、地方長官が管轄外の問題について裁判を行なうことに対する國務会議に非難が寄せられているとし、統いて、地方長官補佐についても、こう書いていた。「権限を委任されたこの者たちが下した判決に対して、國務会議に頻繁に上訴がなされています」。⁽¹⁷⁾ 第三に、刑事訴訟についてとくに厳格に地方長官補佐への再委任を禁じたのは、刑事裁判が直接に公の秩序に関わるものであつたから、中央政府がそれをできるだけ直接的なコントロールの下に置こうとしたのである。

一六八〇年代以降一般的になつた特任状におけるこの再委任の文言は、十八世紀になつても引き継がれる。プロヴァンスの地方長官ラ・トゥール La Tour に与えられた特任状（一七二四年十一月一日付）は、前述のルブレに与えられた特任状とほぼ同じ文言である。こうして、地方長官の私的委託者として正規の

官僚機構の外で活動を始めた地方長官補佐は、地方長官が地方行政の軸になるにしたがつて、絶対王政の制度の中に組み込まれ承認されていくが、同時に、自ら判決を下す権限を持たず、ただ地方長官に情報を提供し、その命令の下で執行をなす下僚として位置づけられて行つた。⁽¹⁹⁾

第二章 地方長官補佐に与えられた特任状⁽²⁰⁾

地方長官補佐に与えられた特任状には、二つの種類がある。ひとつは、任命のさいの特任状であり、もうひとつは、そうして任命された地方長官補佐に、個別の任務を再委任するときの特任状である。

任命のさいの特任状から見て行こう。地方長官の特任状は比較的多く残っているが、地方長官補佐が任命されるさいの特任状はほとんど残っていない。その中で、まず、ボルドーの地方長官トゥルニイ Tourny⁽²¹⁾ が一七四七年に交付したものを見てみよう。

ルイ・ユルバン・オベール、騎士、トゥルニイ侯爵

……ボルドー総徴税区の地方長官

ペイル氏が余に述べたところによれば、病のためにマルマンドの地方長官補佐職の主たる役目を遂行することができなくなつたので、余の前任者であるブシェール氏から職務の委任を受けブシェール氏の監督の下で一七三〇年三月二十四日以来同職を務めていたファジエ・ド・カゾー氏をその役目に任命す

るよう懇請する、とのことであった。余は、ファジエ氏がその役目を遂行するのに必要とされるあらゆる経験と能力を有していると認めた。しかしながら、ファジエ氏が余の権限を行使することを好まない場合には、余の権限の行使をベイル氏にこれまでと変わりなく委ねるものとする。

こうしたことから、余は、ファジエ・ド・カゾー氏に職務の委任を行い、同氏がマルマンドの地方長官補佐管区を構成する諸都市諸村において、余の地方長官補佐としてのもろもろの役目を遂行し、また、国王と公への奉仕に関する余が同氏に送付するあるいは届けさせる命令を実施させるものなり。

ファジエ氏を余の地方長官補佐として認め国王への奉仕に関わるすべての事柄において同氏に従うよう、すべての者に命じる。上記の目的で、マルマンドの地方長官補佐管区の諸団体において、ファジエ氏が本特任状について通知を行うものとする。しかしながら、ファジエ氏がこの任にあたることを好まないあらゆる場合には、前の地方長官補佐であつたベイルをその職に留めおくものである。

ボルドー 一七四七年三月二十七日

(署名) オベール・ド・トゥルニイ (副署) デュパン・デ・レーズ

次に掲げるのは、フランシュ＝コンテの地方長官研究を行つたブロソーが採録しているものである。一

七六四年四月一日、新たなヴズルの地方長官補佐となつたミルド・ド・サン＝フェルジュー交付された特任状で、フランシュ＝コンテの地方長官ラコ＝La Core の署名があり、その下に書記のフォカーナの署名⁽²²⁾がある。

ミルド氏に委ねられていたヴァズルの地方長官補佐管区が、氏の辞職によつて空席となり、代わりの者をこれに充てる必要が生じたため、ミルド氏の子息で、ドールにおいて余の地方長官補佐を務めていたサンリ・フェルジュー氏をこれに任命し、職務の委任を行うものなり。サンリ・フェルジュー氏は、父ミルド氏に代わつてヴァズルの地方長官補佐の職務を、本年四月十五日より遂行し、当該職務に付隨する名譽、特権、特典、利益、報酬を、ミルド氏と同様に享受する。

このため、余は、ヴァズルの地方長官補佐管区内のすべての村々に対して、上記サンリ・フェルジュー氏を余の補佐として認め、彼の命令の執行のために彼が指図するすべてのことについて、彼に服するよう命ずるものなり。

地方長官に与えられた特任状では、委任された権限が詳細に列挙されるが、この二つの特任状から分か
 るように、地方長官補佐に与えられた特任状では、それがない。その代わりに、個別の任務について、その職務を再委任するための特任状が改めて出されている。このタイプの特任状は、任命のさいの特任状と比べるとずっと多く残されている。

その例として第一に掲げるのは、まだ地方長官補佐に刑事訴訟の予審が許されていた時期に、これを命じた特任状である（一六八〇年頃における刑事訴訟の予審の再委任の一般的形式として、地方長官研究の古典的著作の中で、ゴダールが示しているもの⁽²⁴⁾）。まず、これを与えた地方長官の身分と名前と肩書きがあり、以下のような文言で権限が委任される。

……日付の国務会議裁決によつて国王陛下は、余に対し、証拠調べをし、特別に訴訟の予審を行ひ、罪人を終審として審理する権限を委任された。余は、この書状をもつて、……とその共犯者に対する告訴状に含まれてゐる諸事実について証拠調べをし、特別に訴訟の予審を完成させる権限を貴下に委任し、再委任したものであり、委任し、再委任するものである。ただし、最終的に判決を下すことは、除かれる。以上のことをすべてなし終えたならば、閉じられ封印を施された一件書類保管袋に入れて、地方長官府の書記局に送るべし。陛下によつて余に与えられた権限の名において、貴下に権限を与えるものなり。

次に租税の割当てに関する特任状を示そう。トゥールの地方長官サヴァアレシット *Savalette* パアンジェ地方長官補佐管区を担当するゲルシユに、次のような書簡とともに送つたものである。⁽²⁵⁾ 「アンドルゼ教区の徵収人たちによつて出された訴願を同封します。」^レ 覧のとおり、かれらは大変困惑しているようみえます。かれらは、台帳を作成してくれるコミセールの派遣を求めてゐます。……この訴願には不審に見える点もあり、徵収人たちの名で出されてはいるものの、実際には問題になつてゐる農民自身によつて提出された可能性があります。職権による台帳の作成にあつてもらうための特任状を送付します。この仕事を行うに必要かつ望ましい情報を得るのは難しいと思いますが、かれらから話を聞き、かれの仕事に権威づけをしてやつてください。それが、かれらが恐れているエレクションでの訴追から、かれらを免れさせることになりますので」。なお、特任状中の *taxer d'office* とは、教区内で不公正な分配が行われたとみ

なされたとき、地方長官の配慮の下で、教区の徵収人によつてではなく、行政自らにより税額が決定される」とを語る。

シャルル・ピエール・サヴァレット……

トゥール総徵税区における司法・警察・財政の地方長官

本年度のアンドルゼ教区のタイユ台帳は、職権により作成される *taxer d'office* 必要があるところから、地方長官たる余は、余の補佐たるド・ラ・ゲルシュ氏を、このために任命した。徵収人らは、定められた日時にド・ラ・ゲルシュ氏のもとに出頭する」ことが強く望まれる。

一七四八年一月十四日

(署名) サヴァレット

個別の任務を再委任するこのタイプの特任状は、「回の任務」とに出されていて、同じ仕事でも年度が異なれば更新される必要があった。フランス・コンテの地方長官は、一七五七年八月にヴズルの地方長官補佐にこう書き送っている。「私が昨年交付した特任状は、一七五七年の課税のためのものでしかありません。一七八年のものについては、貴下は新たな特任状を交付される必要があります」。⁽²⁶⁾

しかし、地方長官補佐の行うすべての活動に対し特任状が必要であつたわけではないと推測される。地方長官補佐の重要な活動のひとつは、地方長官に現地の情報を提供することにあるが、こうした問題について特任状が出されるケースは少なかつたであろう。では、どのような場合に、特任状が出されたのだ

らうか。この点についてプロソーは、とくに租税と裁判に関する限りで特任状が出されているのではないか、と述べている。もしそう言えるとしたら、官職保有官僚の機構と競合する領域であることが理由のひとつであろう。

ところで、こうした「回」との特任状による再委任は何を意味しているのだろうか。それは、地方長官補佐の制度が、官職保有官僚と国王直轄官僚の並存によって行政システムが一元化しなかつたゆえに、また地方長官補佐の在地性のゆえに、最後まで臨時的な性格を払拭しきれなかつたことを表しているのではないだろうか。そしてそのことは、以下に見られるように、地方長官補佐の任命・解任の手続きが確立していなかつたことにも窺えよう。

さきに地方長官補佐が任命されるさいの特任状を見たが、実は、地方長官補佐の任命は、必ずしもそうした特任状の交付を伴わずに行われる場合が少なからずあつた（残されている特任状が極めて少ないのは、散逸と同時にこうした事情もあると考えられる）。一七七七年、ブルゴーニュの地方長官デュプレクス Dupleix de Bacquencourt のもとに、三十年にわたつてかれの地方長官補佐を務め、この数年は息子にめりの仕事を手伝わせていたマルテンから、辞職の申し出と息子に正式に後を継がせたいとの要望がなされた。デュプレックスはそれを承認して、こう書いている。「貴下には信頼を置いてきましたが、同じ信頼を」子息に対しても持てるよう、今後も「子息の導き手となり、経験を積ませてください。といふや、この件では特任状を付いたしません」と。⁽²⁷⁾ このように、特任状を交付せず、たんなる書簡で新たな任命についての伝達がなされているのである。このマルテンの場合は、後任が息子でありすでに共同

で職務をつとめていたことが、特任状が出されなかつたことに影響しているかもしれないが、そうしたケースでなくとも、特任状が交付されていない例はある。十八世紀のアミアンの地方長官と公共事業の関係を論じたコンデット・マルカンも、アミアンでは地方長官補佐の任命は、正式な特任状を伴わず、すべて書簡によつて行われていると指摘している。たとえば、地方長官ダゲー D'Agay は、新たに任命したデルヴロワに「こう書き送ることだけで任命を行つてはいる。「私は、デュカステル氏による辞職願を受け取つた」といぢる。氏の後任に貴下を充てる私の考えに変わりがないことを取り急ぎ通知します」。

さらにブロソーも、フランシユ・コントについて、以下のよつうな事例を挙げてゐる。一七五六年、地方長官ブルジョワード・ボワヌ Bourgeois de Boynes はオルジユレ地方長官補佐管区を二つに分け、新たにサン・タムール管区を創設したが、このさゞ、任命は以下のよつうな单なる書簡で行われた。「私はサン・タムールとオルジユレをそれぞれ首邑とする二つの管区をつくります。そして、サン・タムールの地方長官補佐としてあなたを、オルジユレの地方長官補佐としてメロナ氏を選びました」。その後、一七五九年にこの二つの管区は統合されたが、六一年、新たに赴任した地方長官ラコレは、再びこれを二つに分割。そのさいラコレも、単なる書簡によつて任命を行つてゐる。ブロソーは、明確な特任状を交付しないやり方が通例で、先に特任状を示した一七六四年の方がむしろ例外的な形の任命方式ではないかといつことを示唆さえしている。⁽²⁸⁾

ラコレは、六一年には特任状を交付せず、六四年には交付してゐるので、同じ一人の地方長官でも、特任状を交付した場合もそうでない場合もあつたことになる。ところで、ブルゴーニュ地方長官管区で、ヴ

ズルの地方長官補佐になつたサン・フエルジューに代わつてドールの地方長官補佐に任命されたのは、イニヤス・フランソワ・フレールであつたが、地方長官ラコレは、フレールに交付する特任状をこの場合は作成した。しかし、それを以下のような書簡とともに、本人ではなくサン・フエルジューに送るのである。「私は空席となつた職にフレール氏を充てる」とこにしましたので、フレール氏のために交付させた特任状を貴下に送ります。この特任状の発効は今月十五日からです。貴下自身で特任状をフレール氏に渡していただくのが、好都合であると私は考えました。これは貴下への信頼の新たな証であり、これを貴下に与えることは私の喜びとするところであります」。⁽³⁰⁾ 引継ぎで両者が会うことを想定してこのような形での特任状の交付が行われたのかもしれないが、ここからも、この制度の不安的さが窺えよう。

むすびに代えて

地方長官は絶対王政による集権化の進展に伴なつて増大する任務を遂行するために、資産状況や人間関係をはじめとした現地の事情に詳しい有力者を地方長官補佐として任地で採用し、王権もそれを認めざるを得なかつた。その一方で、王権は、地方長官補佐の活動に枠をはめ、統制の下に置く必要を感じていた。地方特権との結びつきの強い地方長官補佐に警戒感を抱いていたし、旧来の官僚組織との不要な摩擦も避けたいと考えていたからである。

矛盾をはらんだこの二つの要請を前にして、王権が見出した妥協点が、特任状に表れているようにみえ

る。地方長官に与えた特任状では、地方長官に再委任権を認めつつも、最終的な決定権である裁判権からは、地方長官補佐を排除した。そして、地方長官管区のレベルでは、地方長官が個別の任務ごとに地方長官補佐に特任状を交付する形をとることで、地方長官補佐がコントロールからはずれて勝手な行動をとることを抑えようとしたのである。地方長官補佐の制度が臨時的な性格を払拭しきれなかつたのも、このようないくつかの特任状によるものである。

こうして十八世紀には、地方長官補佐の活動領域は限定された形で地方長官の下に位置づけられる。十八世紀後半にブルターニュの地方長官ベルトラン Bertrand は、「地方長官補佐諸氏に与える訓令」を編んだが、そこには、こうした一節がある。「……地方長官補佐が忘れてはならないのは、地方長官殿に由来する広範な権限を地方長官補佐が保持しているとしても、それは、地方長官が地方長官補佐に対し発する命令の執行に限られるということ、そしてまた、一般的あるいは個別の命令を受けない場合には常に、地方長官補佐に許されているのは、報告を行うのみであるということ、である。地方長官補佐はまた、自らに対して発せられた命令の言葉どおりの範囲にその行動をとどめ、命令を執行するさいに深入りすることを避けるよう細心の配慮を払わなければならない。また、命令の執行が障害や不都合を引き起こしたり、延期せざるを得ない可能性が生じたときには、命令の執行を一時見合わせ、先に発せられた命令を確認したり解釈したりする新たな命令を地方長官に求めることをためらってはならない」。⁽³¹⁾

最後に、二つのことを指摘しておきたい。第一、地方長官補佐は裁判権から排除されていたのだが、十八世紀には、そのことの持つ意味は相対的に低下している。というのは、地方長官は十八世紀になると官

職保有官僚によつて担われる国王通常裁判体系と競合する分野については、取り扱いが少くなり、その代わりに、近代的な意味での行政の領域、すなわち食料供給、疫病対策、貧民対策、都市の美化など生活の秩序を守る仕事に活動の場を広げる。それに伴い地方長官補佐の仕事もそうした領域で増加していくからである。⁽³³⁾ 第二、ベルトランがこうした行動規範を一書に編み、地方長官補佐に与える必要があつたといふことは、中央政府や地方長官のコントロールを越えて動く地方長官補佐が多かつた実情をも窺わせる。トの二つのことを考慮に入れれば、地方長官補佐の役割は、一六八〇年代以降も、見かけよりは大きなものであつたと考えられる。本稿で扱つた地方長官補佐の権限はあくまでも法的なものに過ぎず、地方長官補佐の実際の活動と機能を明らかにするためには、地方長官補佐の活動についての個別研究の積み重ねが必要とならべ。

註

- (1) 「公法の諸原則においては、君主の権限を仲介者なしに直接手にしてくる者は、それを委任する」とがよい。それゆえ、地方長官殿は、地方における国王陛下の特任官として、由らを補佐する者に「の権限を伝へる」といふがよろしく。*Code de police ou analyse des règlements de police, par M.D..., ancien conseiller du roi, lieutenant général de police de la ville de ..., en Champagne, 4e édit, 1757, 2 vol, t. II, pp. 1-52 :* Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. 42)。

西郷の著述⁽³⁴⁾、Antoine, Michel, La notion de subdélégation dans la monarchie d'Ancien Régime, *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t. CXXXII, 1973, pp. 267-287, in *Le dur métier de roi*.

Etudes sur la civilisation politique de la France d'Ancien Régime, Presses Universitaires de France,
1986 稲葉謙三訳。

(◎) Ricommard, Julien, Les subdélégués des intendants jusqu'à leur érection en titre d'office, *Revue d'histoire moderne*, t. 12, 1937, p. 343.

(◎) Esmonin, Edmond, Les origines et les débuts des subdélégués des intendants, in *Etudes sur la France des XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1964, pp. 135-36.

(△) *Ibid.*, pp. 135-36.

(△) Bonney, Richard, *Political change in France under Richelieu and Mazarin*, Oxford U.P., 1978, p. 146.

(△) Arrêt du Conseil du Roi du 22 août 1642, in Néron Pierre (éd), *Recueil d'édits et d'ordonnances royaux, sur le fait de la justice et autres matières les plus importantes*, Paris, 2 v., 1720, t. 2, p. 677.

(△) Esmonin, *op.cit.*, p. 136.

(△) Ricommard, *op.cit.*, p. 347.

Paris, 1901, pp. 455-58
（△）Ricommard, *op.cit.*, p. 347. ジュリエ・ゴダード, チャルレス, *Les pouvoirs des intendants sous Louis XIV*, Paris, 1901, pp. 455-58
特任状でも言及はなる。ただし、以下のヒルト・シャイマーの指摘のよれば、特任状で再委任に触れてこないで、それが直ちに再委任の権限を持たないというわけではなくたゞやなのでも、このリコマールの指摘が△の程度妥当性をもつては、再検討する必要があるかも知れぬ。

ヒルト・シャイマーは次のよへに述べてゐる。特任状には云々せば、それがやまやまだ法令によって補完されてこる点を無視してはならぬ。たゞ云々せば、地方長官にカピタシオンに関する争事件についての権限を与えた一六九五年一月十八日の王令のよへな王国全体に適用されるものや、一せよ地方長官の要請に応えてかれに権限を与えるために発せられた数多くの国務会議裁決のよへな法令が、法的擬制から、地方長官に一定の自由を保障してゐる。したがひて、特任状に述べられてゐる現実に行われてゐるにいが、正確に対応してゐる。

- わけではない。たゞベロー、ニャンの研究や福井の「アルザスの地方長官コルベール・エ・クロワリー・Colbert de Croissy」に対する註述状には再委任に關する條項は提出せなかつて、かれはばく地方長官補佐を使つてゐる（Hildesheimer, Françoise, Centralisation, pouvoir local et diplomatique : les ordonnances des intendants, *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, Vol. 136, 1978, pp. 66-67）。
- なお、ルートヴィッハ・ヘーメー（ルートヴィヒ・ヘルム）の研究は、Livet, Georges, *L'intendance d'Alsace sous Louis XIV (1648-1715)*, Strasbourg, 1956, p. 207。
- (9) ルートヴィッハ・ゴダード, *op.cit.*, pp. 458-63 に付属註解より取ぬられてある。
- (10) Ricommard, *op.cit.*, p. 351.
- (11) Ibid., pp. 348-49.
- (12) Hildesheimer, *op.cit.*, p. 65.
- (13) Clément, Pierre, *Lettres, instructions et mémoires de Colbert*, 8 vols, Paris, 1861-1882, t. 4, p. 108.
- (14) Ricommard, *op.cit.*, pp. 366-67.
- (15) Marchand, Joseph, *Un intendant sous Louis XIV : étude sur l'administration de Lebret en Provence : 1687-1704*, Paris, 1889, pp. 363-64.
- なお、一六八四年一月一日付で、国王がごくつかの地域の地方長官に宛てた書簡では以下のように述べて、「一定の刑事事件の予審はひざみも認めざらるが、これはおそれて、書簡に書かれてゐるよくな事情に鑑みての臨時的な議歩であつたと考えられよべ。」「兵士たるによつて混乱が引き起されたときには、その場で調書を作成し記録調べをする必要があるとのことであり、にもかかわらず、貴下の管区の広いは、その場に直ちに赴くことを許さなこゝの」とあるので、余は、この書状をもつて、貴下に、最初の予審はひざみのみ権限を再委任やねいふを認めるものである。ただし、証人の検査や対質は貴下の面前でなされねばならぬ」（Ricommard, *op.cit.*, p. 370）。
- (16) 一七七五年四月十日のパリ租税法院の建議は、次のよへど如く。「地方長官補佐は、身分は低く、権限を持

- たなら。ふるなむ命令書 ordonnance にむ署名する権限を持つてゐる。それが出しへゆるへ信
令書は「アガル、地方長官の職務やながれ」(cité par Antoine, Michel, *Le Conseil du Roi sous le
Règne de Louis XV*, Genève, Droz, 1970, p. 419)。
- (17) Clément, *op.cit.*, t. 4, p. 155.
 - (18) Hildesheimer, *op.cit.*, pp. 54-66.
 - (19) なお、一七〇四年から十五年頃では、亮官職といわれるが、亮官職といわれたりしない他の官職保有官僚と同様に特
権は付与されねど、権限については基本的にはそれまでと変わらぬことある (Ricommard, L'édit
d'avril 1704 et l'érection en titre d'office des subdélégués des intendants, *Revue historique*, t. CXCV,
1945)。
 - (20) 固有の管轄区をもたらす、地方長官管区全体について地方長官を補佐した地方長官總補佐 subdélégué général
といふことは、他の地方長官補佐の性格が異なるので、以下では扱わなる。
 - (21) Lhéritier, Michel, *L'intendant Tourny (1695-1760)*, 2 vol., Paris, 1920, t. 1, pp. 225-26.
 - (22) Brossault, Colette, *Les intendants de Franche-Comté, 1674-1790*, Paris, Boutique de l'Histoire, 1999,
pp. 76-77.
 - (23) 地方長官の特任状については、千葉治男「初期国王監察官制の成立」『史学雑誌』七五二一、一九六六年、お
よび、入江和夫「フランス・モンシーヌ・ルヴァンの地方総督制」(1)『法政論集』(名古屋大) 九五、一九八
四年、を参照。また、高橋清徳『國家と身分制議会』東洋書林、一九〇八年、一五八一-一八二頁における中世
末の特任官の特任状も参照。
 - (24) Godard, *op.cit.*, p. 26, note 1.
 - (25) Archives départementales de Maine-et-Loire, série C 127.
 - (26) Brossault, *op.cit.*, pp. 77-78.
 - (27) Evarard, Sébastien, *L'intendant de Bourgogne et le contentieux administratif au XVIIIe siècle*, Paris,

De Boccard, 2005, p. 120.

- (28) Condette-Marcant, Anne-Sophie, *Bâtir une généralité. Le droit des travaux publics dans la généralité d'Amiens au XVIIIe siècle*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, Paris, 2001, p. 68 et note 544.

(29) Brossault, *op.cit.*, pp. 75-76.

(30) *Ibid.*, *op.cit.*, p. 77.

(31) *Instructions pour MM. les subdélégués de l'intendance de Bretagne, Imprimées par ordre de M. de Bertrand*, Rennes, 1788, p. 7.

- (32) Olivier-Martin, François, *L'administration provinciale à la fin de l'Ancien Régime*, « Les cours du droit », Réimp., Paris, Loysel, 1988, p. 151. 『*レジメの終盤の監査の司馬の職務とその行政*』
密々の^{レジメ}の^{終盤}に^{レジメ}の^{司馬}の^{職務}と^{その}行政^を。 Mousnier, Roland, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, 2 vol., Presses Universitaires de France, 1974-80, t. 1, pp. 34-35. 『*レジメの終盤の司馬の職務とその行政*』
密々の^{レジメ}の^{終盤}に^{レジメ}の^{司馬}の^{職務}と^{その}行政^を。